

○国土交通省令第八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第七項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十六日

国土交通大臣 石井 啓一

（装置型式指定規則の一部改正）

第一条 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条 法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類	規 則 番 号
一〜三の六 (略)	(略)
三の七 第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第三改訂版
三の八〜五の八 (略)	(略)
五の九 第二条第五号の九の燃料制御保護装置	第一百十号第三改訂版
五の十 第二条第五号の十の燃料タンク取付装置	(略)
五の十一〜三十八 (略)	(略)

特 定 装 置 の 種 類	規 則 番 号
一〜三の六 (略)	(略)
三の七 第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第二改訂版
三の八〜五の八 (略)	(略)
五の九 第二条第五号の九の燃料制御保護装置	第一百十号第二改訂版
五の十 第二条第五号の十の燃料タンク取付装置	(略)
五の十一〜三十八 (略)	(略)

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第二条 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

別表第一

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一〜十五 (略)	(略)
十六 保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	二十七万円
十七〜百三十二 (略)	(略)

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一〜十五 (略)	(略)
十六 保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	十八万七千円
十七〜百三十二 (略)	(略)

備考 (略)

備考 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十六号	十八万七千円
(略)	(略)
三〇五 (略)	(略)

別表第二

特定装置審査試験項目

一〇六 (略)	(略)	特定装置審査試験項目別費用額
七 保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験	二十万七千円	(略)
八〇九十三 (略)	(略)	(略)

備考

一 (略)
二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第七号	十八万七千円
(略)	(略)
三〇四 (略)	(略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十六号	十二万五千円
(略)	(略)
三〇五 (略)	(略)

別表第二

特定装置審査試験項目

一〇六 (略)	(略)	特定装置審査試験項目別費用額
七 保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験	十八万七千円	(略)
八〇九十三 (略)	(略)	(略)

備考

一 (略)
二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第七号	十二万五千円
(略)	(略)
三〇四 (略)	(略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（電波障害防止装置を有しないかじ取装置に係るものを除く。）は、平成三十五年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（電波障害防止装置を有しないかじ取装置に係るものに限る。）は、新規則第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有しない燃料タンクの燃料制御保護装置を除く。）は、平成三十五年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4 旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（プラスチックライナーを有しない燃料タンクの燃料制御保護装置に限る。）は、新規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。